

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

平成20年9月2日

大船渡地方振興局長 高橋 克雅

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社マイヤ
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マイヤ高田店 陸前高田市高田町字馬場前111番ほか
- (3) 変更しようとする事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成20年8月20日

2 届出年月日 平成20年8月19日

3 縦覧場所 大船渡地方振興局企画総務部及び陸前高田市役所